

変 更 後（新）	変 更 前（旧）
<p>1 計画策定の目的及び背景</p> <p>(1) 計画策定の目的 (略)</p> <p>(2) 計画策定の背景</p> <p>ツキノワグマは、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類最大の種であるとともに、生息面積要求性が高い種である。また、環境省の<u>レッドリスト2020</u>では、西日本地域など5つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている。</p> <p>一方、本県を含む東北地方は、ツキノワグマの一大生息拠点であるため、その安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。</p> <p>本県において、ツキノワグマを含む森林生態系の均衡を維持し、生物多様性を次世代に引き継ぐことは、県民が豊かな自然環境を将来にわたって享受することにつながるものである。</p> <p>県内に生息するツキノワグマは、環境省が示す保護管理ユニットの区分では、「南奥羽保護管理ユニット」に該当する。県内のツキノワグマの推定生息数は、<u>県が実施した平成15年度及び平成16年度調査では300頭から800頭、平成20年度調査では633頭（401頭～896頭）</u>、<u>平成26年度調査では1,669頭（1,199頭～2,147頭）</u>、<u>令和2年度調査では3,147頭（1,618頭～6,327頭）</u>という推定値が得られており、生息数は一貫して増加傾向にあると考えられる（表-1）。</p> <p>一方、ツキノワグマによる人身被害、農林水産業等における被害の発生など、人とツキノワグマとのあづれきがしばしば社会問題となっており、適切な被害防除対策の実施も緊急の課題となっている。</p> <p>ツキノワグマが人里に出没する理由としては、<u>生息数の増加のほか、生息地におけるブナ・ナラなどの堅果類の不足、中山間地域の過疎化・高齢化、新興住宅地の拡大</u>、人を恐れないツキノワグマの増加などが考えられる。また、アウトドアブームによる入山者の増加により、山でツキノワグマに襲われる人身事故もあり、その多くは、入山者の注意深い行動により未然に防ぐことができると考えられているが、出会い頭の事故などは避けがたい。</p> <p>農林業の被害については、被害を受けている農林業者は、例年のこととして被害を報告しない場合もあるため、被害の実態把握は困難であると同時に、誘引要素となる人家周辺に収穫されずに放置された柿などの放棄果樹、廃棄農産物や生ごみなどにより、ツキノワグマの人慣れを進行させているおそれもある。</p>	<p>1 計画策定の目的及び背景</p> <p>(1) 計画策定の目的 (略)</p> <p>(2) 計画策定の背景</p> <p>ツキノワグマは、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類最大の種であるとともに、生息面積要求性が高い種である。また、環境省の<u>レッドデータブック</u>では、西日本地域など5つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている。</p> <p>一方、本県を含む東北地方は、ツキノワグマの一大生息拠点であるため、その安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。</p> <p>本県において、ツキノワグマを含む森林生態系の均衡を維持し、生物多様性を次世代に引き継ぐことは、県民が豊かな自然環境を将来にわたって享受することにつながるものである。</p> <p>県内に生息するツキノワグマは、環境省が示す保護管理ユニットの区分では、「南奥羽保護管理ユニット」に該当する。県内のツキノワグマの推定生息数は、<u>県が平成15年度及び平成16年度に実施した捕獲分析法による推定では、300頭から800頭であり、また、平成20年度に実施したヘアトラップ法による調査では、401頭から896頭であった。平成26年に実施したカメラトラップ法による生息数調査では、1,199頭から2,147頭という推定値が得られている。</u></p> <p>一方、ツキノワグマによる人身被害、農林水産業等における被害の発生など、人とツキノワグマとのあづれきがしばしば社会問題となっており、適切な被害防除対策の実施も緊急の課題となっている。</p> <p>ツキノワグマが人里に出没する理由としては、生息地におけるブナ・ナラなどの堅果類の不足、住宅地の拡大、人を恐れないツキノワグマの増加などが考えられる。また、アウトドアブームによる入山者の増加により、山でツキノワグマに襲われる人身事故もあり、その多くは、入山者の注意深い行動により未然に防ぐことができると考えられているが、出会い頭の事故などは避けがたい。</p> <p>農林業の被害については、被害を受けている農林業者は、例年のこととして被害を報告しない場合もあるため、被害の実態把握は困難であると同時に、誘引要素となる人家周辺に収穫されずに放置された柿などの放棄果樹、廃棄農産物や生ごみなどにより、ツキノワグマの人慣れを進行させているおそれもある。</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>人とツキノワグマとの関わりとしては、古くから現在まで狩猟鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する狩猟鳥獣をいう。）として捕獲が行われており、一部の地域においては、マタギによる狩猟文化が培われてきた。</p> <p>しかし、<u>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）</u>の実施を担っている獵友会では、狩猟者の減少及び高齢化に歯止めがかかつてきただもの、依然として担い手が不足しているため、捕獲に係る技術の継承が危ぶまれるとともに、文化としての狩猟も衰退しつつある。</p> <p>人とツキノワグマとの関係は多様な側面を持ち、様々な価値観で語られることが多い。このような背景を踏まえつつ、専門家及び地域の幅広い関係者の合意を図りながら、多様な事業主体の協力を得て、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進することによって、ツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とツキノワグマとが共存する社会を構築する必要がある。</p> <p>このため、県内におけるツキノワグマの個体数を管理するとともに被害防除対策及び生息環境の整備を含む総合的な対策として、平成22年11月に宮城県ツキノワグマ保護管理計画（以下「第一期計画」という。）を策定した。</p> <p>また、第一期計画に引き続き各種対策を推進するため、平成25年3月に第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画を策定したが、平成26年5月に法が公布され、同年12月に環境省が「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を定めたことから、本県のツキノワグマについては特定計画の対象鳥獣の区分を「第二種特定鳥獣」（※1）とし、同計画を「第二期宮城県ツキノワグマ管理計画」に改定し、<u>同計画に引き続いて平成29年3月には「第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（以下「第三期計画」という。）」を策定している。</u></p> <p>※1 生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるもの。</p>	<p>人とツキノワグマとの関わりとしては、古くから現在まで狩猟鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する狩猟鳥獣をいう。）として捕獲が行われており、一部の地域においては、マタギによる狩猟文化が培われてきた。</p> <p>しかし、<u>有害鳥獣捕獲の実施を担っている獵友会では、狩猟者の減少及び高齢化が進行しているため、捕獲に係る技術の継承が危ぶまれるとともに、文化としての狩猟も衰退しつつある。</u></p> <p>人とツキノワグマとの関係は多様な側面を持ち、様々な価値観で語られることが多い。このような背景を踏まえつつ、専門家及び地域の幅広い関係者の合意を図りながら、多様な事業主体の協力を得て、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進することによって、ツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とツキノワグマとが共存する社会を構築する必要がある。</p> <p>このため、県内におけるツキノワグマの個体数を管理するとともに被害防除対策及び生息環境の整備を含む総合的な対策として、平成22年11月に宮城県ツキノワグマ保護管理計画（以下「第一期計画」という。）を策定した。</p> <p>また、第一期計画に引き続き各種対策を推進するため、平成25年3月に第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画を策定したが、平成26年5月に法が公布され、同年12月に環境省が「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を定めたことから、本県のツキノワグマについては特定計画の対象鳥獣の区分を「第二種特定鳥獣」（※1）とし、同計画を「第二期宮城県ツキノワグマ管理計画」に改定している。</p> <p>※1 生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるもの。</p>
2 管理すべき鳥獣の種類 (略)	2 管理すべき鳥獣の種類 (略)
3 計画の期間 「第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画」（計画期間：令和4年4月1日から令和9年3	3 計画の期間 「第12次鳥獣保護管理事業計画」（計画期間：平成29年4月1日から平成34年3月

変更後（新）	変更前（旧）
<p>月31日まで)との整合性を図るため、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年とする。</p> <p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 管理が行われるべき区域は県内全域とし、市町村単位で重点区域、警戒区域、観察区域に分けて各種対策を実施する（図-1、表-2）。また、重点区域の市町村は、ツキノワグマ管理事業を実施するため年度ごとの実施計画書を作成することとする。 なお、山形県及び福島県にまたがる南奥羽地域については、地域個体群単位で生息状況に応じた管理を行って行くことが望ましいことから、これらの県との連携を図った管理の検討を進める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>重点区域：農業被害が発生している市町村 警戒区域：出没は見られるが、農業被害が発生していない市町村 観察区域：出没も見られず、農業被害も発生していない市町村</p> </div>	<p>月31日まで)との整合性を図るため、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5か年とする。</p> <p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 管理が行われるべき区域は、県内全域とする。また、重点区域、警戒区域、観察区域に分けて、各種対策を実施するとともに、重点区域の市町村は、ツキノワグマ管理事業を実施するため年度ごとの実施計画書を作成することとする。 なお、山形県及び福島県にまたがる南奥羽地域については、地域個体群単位で生息状況に応じた管理を行って行くことが望ましいことから、これらの県との連携を図った管理の検討を進める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>重点区域：農業被害が発生している市町村 警戒区域：出没は見られるが、農業被害が発生していない市町村 観察区域：出没も見られず、農業被害も発生していない市町村</p> </div>
5 管理の現状	5 管理の現状
<p>(1) 生息環境 本県における森林率は5.7%であり、そのうち人工林面積が195千haで森林面積の4.8%を占め、全国平均の人工林率4.1%を7ポイント上回っている（表-3）。</p> <p>人工林については、森林所有者の森林経営意欲の低下や、林業事業体の労働力・機械力の制約があるものの、森林の持つ多面的機能の發揮を図るために、より一層の間伐等の推進による整備が求められている。また、コナラ等の里山広葉樹林についても、中山間地域の過疎化・高齢化が進むことで、里地里山の管理や利用の担い手が減少し、放置された里山林が増加し、ツキノワグマにとって生息しやすい地域が拡大し、生息数の増加も相まって人里の近くまでツキノワグマが出没する要因となっていると考えられる。</p> <p>国有林については、ブナ林の伐採が進んだ時期があったものの、近年では、自然環境保全意識の高まりに伴い、動植物の保護等を目的とした各種保護林を設定するなど、自然環境の保護・保全が進められるようになってきた。特に、森林の連続性を確保するとともに、森林生態系の一層の保全を図ることを目的として林野庁が定めた「緑の回廊」は、県内においては、奥羽山系を縦走して設定されており、その効果が十分發揮されていると認められる。</p>	<p>(1) 生息環境 本県における森林率は5.7%であり、植生は広葉樹が42%，針葉樹が58%を占めており、広葉樹のうちブナ林が8%，ナラ・クリ林が25%の面積を占めている。</p> <p>人工林については、森林所有者の森林経営意欲の低下や、林業事業体の労働力・機械力の制約があるものの、森林の持つ多面的機能の発揮を図るために、より一層の間伐等の推進による整備が求められている。また、コナラ等の里山広葉樹林についても、中山間地域の過疎化・高齢化が進むことで、里地里山の管理や利用の担い手が減少し、放置された里山林が増加し、クマにとって生息しやすい地域が拡大し、人里の近くまでクマが出没する要因となっている。</p> <p>国有林については、ブナ林の伐採が進んだ時期があったものの、近年では、自然環境保全意識の高まりに伴い、動植物の保護等を目的とした各種保護林を設定するなど、自然環境の保護・保全が進められるようになってきた。特に、森林の連続性を確保するとともに、森林生態系の一層の保全を図ることを目的として林野庁が定めた「緑の回廊」は、県内においては、奥羽山系を縦走して設定されており、その効果が十分発揮されていると認められる。</p>

変 更 後（新）	変 更 前（旧）
<p>(2) 生息動向</p> <p>イ 生息分布</p> <p>環境省自然環境局生物多様性センターが、平成30年度に全国のクマ類の分布を5kmメッシュ単位で調査した結果、本県では380メッシュ中302メッシュ、メッシュ率で言うと79.5%で分布が確認され、県内の広い範囲でツキノワグマが生息していることが確認された。平成15年度に実施された第6回自然環境保全基礎調査（204メッシュ）との比較では、分布メッシュ数で98、メッシュ増減率で48%増となった（表-4、図-2）。</p> <p>ロ 出没状況</p> <p>県内のツキノワグマの出没状況を見ると、地域にかかわらず、例年7月から9月までの夏季に多く報告されている（図-3）。また、県全体の年間出没数は年度によって増減がみられるが、長期的に見ると増加傾向にある（図-4）。出没地域は基本的に東北自動車道以西が大半を占めているが、富谷市や利府町の新興住宅街近く、気仙沼市や登米市などの北上山地でも目撃報告が多数寄せられており、県南部から県北部まで広い範囲において出没している（図-5）。</p> <p>令和2年度の出没件数1,297件を箇所別に集計したところ、森林以外にも田畠や果樹園といった農地が216件（全体の約17%）、自宅や自宅周辺での出没が166件（全体の約12%）を占めており、主たる生息地である森林のみならず、人里周辺での出没が頻発している状況にある（図-6）。</p> <p>なお、出没状況は住民等からの目撃情報を集計したものになるため、人里近くや道路脇など、人目につきやすいところでの件数が多くなる傾向にあることに注意する必要がある</p> <p>ハ 県内の推定生息数</p> <p>県が実施した平成15年度及び平成16年度調査では300頭から800頭、平成20年度調査では633頭（401頭～896頭）、平成26年度調査では1,669頭（1,199頭～2,147頭）、令和2年度調査では3,147頭（1,618頭～6,327頭）という推定値が得られており、生息数は一貫して増加傾向にある（表-1、表-5）。</p> <p>令和2年度調査では、前回の平成26年度調査と比較して推定個体数が2倍近くに増加したが、平成26年度調査では、調査時期が遅く終盤は降雪に見舞われることもあったことなどから、十分なデータが得られなかつたとされている。そのため、ツキノワグマが平成26年度調査から急激に増えたというよりは、調査精度の向上による</p>	<p>(2) 生息動向</p> <p>イ 生息分布</p> <p>県が平成20年度に実施した自然環境保全基礎調査（種の多様性調査）の結果（以下「平成20年度調査結果」という。）によると、それ以前の調査結果や有害捕獲、出没件数及び交通事故情報により、山岳部を中心とした広範囲の地域において、生息が確認された（図2）。</p> <p>ロ 出没状況</p> <p>県内のツキノワグマの出没状況を見ると、地域にかかわらず、例年7月から9月までの夏季に多く報告されている（図3）。また、県全体の年間出没数は1年ごとに増減がみられるが出没の多い年度だけを見てみると増加傾向にある（図4）。これを市町村別に見ると県南部から県北部まで広い範囲において出没している（図5）。</p> <p>土地利用別では、以前は森林における出没が大半を占めていたが、平成25年度は、田畠での出没が大半を占めており、住宅付近や道路での出没も多く見られている。広い森林を有するにもかかわらず、農地での出没が多かったことから、餌場としての森林環境の変化及び里山の農作物が、ツキノワグマを人里へ誘引していると考えられる（図6）。</p> <p>ハ 県内の推定生息数</p> <p>平成20年度調査結果によると、県におけるツキノワグマ生息個体数は、633（401～896）頭と推定されていたが、県が平成26年度に実施したツキノワグマ生息数状況調査の結果（以下「平成26年度調査結果」という。）では、1,669（1,199～2,147）頭と推定された。</p>

変 更 後（新）	変 更 前（旧）
<p>ものが大きいと考えられる。</p> <p>(3) 捕獲状況</p> <p>イ 捕獲数の推移</p> <p>平成2年度以降の県内のツキノワグマの狩猟及び有害鳥獣捕獲頭数は、平成30年度までは大量出没年であった平成18年度及び平成28年度を除けば数十頭前後で推移していた。しかし、令和元年度以降は捕獲数が急増し、令和元年度は229頭、令和2年度は281頭となり、2年連続して第三期計画の捕獲上限数である200頭を超過する状況となっている。</p> <p>捕獲形態別では有害鳥獣捕獲が大半を占めており、狩猟による捕獲は大半の年度で10頭未満となっている。</p> <p>また、5kmメッシュ単位での捕獲位置では、奥羽山系での捕獲が大半を占めている（表-6、図-7～11）。</p>	<p>(3) 捕獲状況</p> <p>イ 捕獲数の推移</p> <p>平成2年度から平成27年度までの26年間における県内のツキノワグマの狩猟及び有害鳥獣捕獲の合計捕獲頭数は、1,455頭であり、単年度平均は56頭である。また、平成18年度の大量捕獲年を除く平均捕獲頭数は49頭であり、平成18年度が特異な年度であったと推測される。捕獲形態別では、84%が有害鳥獣捕獲であり、16%が狩猟によるものである（表2）。</p> <p>年度別推移を見ると、有害鳥獣捕獲の数は近年若干増加する傾向にあり、全体の捕獲数もそれに応じて増加しているが、狩猟による捕獲数にはほとんど変化が見られない。</p> <p><u>図7 有害鳥獣捕獲及び狩猟捕獲数</u> <u>図8 狩猟捕獲数</u> <u>図9 有害捕獲数</u></p>
<p>ロ 狩猟の自粛状況</p> <p>平成3年度に61頭を捕獲（うち狩猟34頭）したことから、一般社団法人宮城県獣友会では、平成4年から平成10年まで狩猟を自粛したほか、平成22年度及び平成24年度には、10月末時点で第一期計画の捕獲上限数の50頭を超えて捕獲したことから、県は狩猟の自粛を要請した。</p> <p>また、令和元年度及び令和2年度も年度途中で第三期計画の捕獲上限数である200頭を超えることが確実視されたため、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会（以下「ツキノワグマ部会」という。）において狩猟の自粛要請実施について検討を行ったが、平成30年度までの捕獲数が捕獲上限を大幅に下回っていること、出没数が全国的にも多発しており、県内でも人身被害が毎年度発生していること、ハンターが山を歩いてツキノワグマに捕獲圧をかけることの重要性等を勘案し、狩猟自粛要請は行わなかった。</p> <p>なお、県内の狩猟期間は、毎年11月15日から翌年2月15日まで（一部地域のイノシシ及びニホンジカを除く。）となっている。</p>	<p>ロ 狩猟の自粛状況</p> <p>平成3年度に61頭を捕獲（うち狩猟34頭）したことから、獣友会では、平成4年から平成10年まで狩猟を自粛した。また、平成22年度及び平成24年度には、10月末時点で捕獲上限数の50頭を超えて捕獲したことから、県は狩猟の自粛を要請した。</p> <p>なお、県内の狩猟期間は、毎年11月15日から翌年2月15日まで（一部地域のイノシシ及びニホンジカを除く。）となっている。</p>
<p>ハ 狩猟者の動向</p> <p>県内の狩猟免許所持者数（法第39条第1項に規定する狩猟免許を受けた者の数を</p>	<p>ハ 狩猟者の動向</p> <p>県内の狩猟免許所持者数（法第39条第1項に規定する狩猟免許を受けた者の数を</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>いう。)は、ピークである昭和40年台は11,000人前後であったが、その後は減少の一途をたどり、平成24年度には2,379人まで減少し、ピーク時の4分の1以下となった。近年は、免許取得に対する行政の支援や農家等による自衛のため、狩猟免許所持者は増加に転じており、令和2年度は平成24年度から1,360人増の3,739人まで狩猟免許取得者が増加し、年齢構成もわずかながら60歳未満の割合が高まっているものの、新たな狩猟免許取得者の大半はわな免許所持者である。銃猟免許所持者は過去最低水準にあり、ツキノワグマを含む大型獣の止めさしが可能な捕獲の担い手は依然として不足しており、有害鳥獣捕獲隊の編成に苦慮する状況が続いているため、今後の野生生物の保護管理に支障が生じることが懸念される(表-7、図-12及び13)。</p>	<p>いう。)は、ピークである昭和40年台は11,000人前後、昭和50年代前半は10,000人前後、昭和50年代後半は8,000人前後、昭和60年代は6,000人前後と減少の一途をたどり、平成25年度には2,379人まで減少し、ピーク時の4分の1以下となった。この減少は、銃猟免許所持者の減少によるものであるが、近年は、免許取得に対する行政の支援や農家等による自衛のため、わな免許所持者が増加しているものの、銃猟免許所持者は減少しており、有害鳥獣捕獲隊の編成に苦慮する状況が続いているため、ツキノワグマを含む野生生物の保護管理に支障が生じることが懸念される。</p>
<p>(4) 人身被害の状況</p> <p>県内におけるツキノワグマによる人身被害件数は、平成13年度から令和3年11月までの間に49件発生しており、年平均では2.3件となっている(表-8)。被害発生の状況としては、山菜採り又は渓流釣りの際、自宅付近(林縁部近く)などが多く、頭、顔、肩、腹などの上半身にけがを負う場合が多い。</p> <p>年代については70代が最も多く、次いで60代、その次が80代となっており高齢者が被害に遭う場合が多い。性別については男性25件、女性が7件となっており男性が全体の約74%となっていた(年代、性別が判明している平成21年度以降の34件での値)(図-14及び15)。</p> <p>また、令和元年度には気仙沼市内でニホンジカの有害鳥獣捕獲(設置したくくりわなの見回り中)に、くくりわなに誤認捕獲されたツキノワグマに捕獲従事者が襲われて死亡する事故が発生した。</p>	<p>(4) 人身被害の状況</p> <p>県内におけるツキノワグマによる人身被害件数は、平成13年度から27年度までの15年間で30件であり、年平均では2.0件となっている。被害発生の状況としては、山菜採り又は渓流釣りの際、自宅付近(林縁部近く)などが多く、頭、顔、肩、腹などの上半身にけがを負う場合が多い。</p>
<p>(5) 農林水産業等における被害の状況</p> <p>農業被害については、平成28年度に1,000万円を超える被害額となったものの、ここ数年は500万円前後で推移している(表-9)。また、被害品目は、飼料作物(主に飼料用デントコーン)が最も多く、その他には果樹の被害が多く見られる(表-10)。また、自家消費用の農作物の被害も多いと思われるが、被害金額に計上していないことから、実際の被害金額は、これを上回るものと思われる。</p> <p>林業被害については、樹木の皮はぎ等の被害が主である。平成26年度から平成27年度にかけて、金額換算で3,000万円から5,000万円の被害が確認されて以</p>	<p>(5) 農林水産業等における被害の状況</p> <p>農業被害については、近年、報告された被害金額は、500万円前後で推移している。また、被害品目は、飼料作物(主に飼料用デントコーン)が最も多く、その他に稻、野菜なども被害が多く見られる。また、自家消費用の農作物の被害も多いと思われるが、被害金額に計上していないことから、実際の被害金額は、これを上回るものと思われる。</p> <p>林業被害については、樹木の皮はぎ等の被害が主であり、近年、報告された被害金額は350万円前後であるが、被害地が里山から奥山まで点在していることから、被害金</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>降、ここ2年ほどは100万円を下回る状況となっているが、被害地が里山から奥山まで点在していることから、被害金額の把握が困難であり、実際の被害金額はこれを上回るものと思われる（表-11）。</p> <p>水産業被害については、養魚場等での被害が報告されているが、被害金額は算定されていない。</p>	<p>額の把握が困難であり、実際の被害金額はこれを上回るものと思われる。</p> <p>水産業被害については、養魚場等での被害が報告されているが、被害金額は算定されていない。</p>
	<p><u>表5 ツキノワグマの農業被害</u> <u>図12 ツキノワグマによる被害の推移</u></p>
<p>(6) 被害防除の取組状況</p> <p>イ 人身被害の防除</p> <p>県では、<u>人身被害を防除するため「クマに会わないためには」、「万が一クマに会つてしまったら」、「もし、クマが攻撃してきたら」等を記載したチラシを作成し、宮城県環境生活部自然保護課のホームページ（以下「HP」という。）上で公開している。</u>また、ツキノワグマの人里への誘引要素となる廃棄農畜産物、生ごみなどの適切な処理についての周知及び啓発を図っている。さらに、口の農林水産業等被害防止と共に、クマ出没時対応フロー図（参考資料1）に従い、ツキノワグマの出没に関する市町村からの情報を<u>一覧表（エクセル及びPDF形式）</u>及び<u>図面（グーグルマップ形式）</u>でHPに掲載している。</p> <p>なお、市町村においては、ツキノワグマが出没した際、防災無線、広報車、<u>メール配信サービス等</u>により地域住民への周知を行うなど、それぞれの市町村において、独自の取組を実施している。</p> <p>HPアドレス：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/</p>	<p>(6) 被害防除の取組状況</p> <p>イ 人身被害の防除</p> <p>県では、<u>人身被害を防除するためのパンフレットを作成・配布しており、「クマに会わないためには」及び「万が一クマに会つてしまったら」を示している。</u>また、ツキノワグマの人里への誘引要素となる廃棄農畜産物、生ごみなどの適切な処理についての周知及び啓発を図っている。さらに、口の農林水産業等被害防止と共に、クマ出没時対応フロー図（参考資料1）に従い、ツキノワグマの出没に関する市町村からの情報を<u>宮城県環境生活部自然保護課のホームページ</u>に掲載している。</p> <p>自然保護課HP：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/</p>
	<p>なお、市町村においては、ツキノワグマが出没した際、防災無線、広報車等により地域住民への周知を行うなど、それぞれの市町村において、独自の取組を実施している。</p>
<p>ロ 農林水産業等被害防止</p> <p>農林水産業等における被害を防除するため、<u>鳥獣被害防止総合対策交付金等</u>を活用し、侵入防止柵等の被害防止施設の設置等が行われている。これらの方法によっても被害を避け難い場合には、有害鳥獣捕獲を検討して実施することとしている。</p>	<p>ロ 農林水産業等被害防止</p> <p>農林水産業等における被害を防除するため、<u>鳥獣被害防止総合対策交付金</u>を活用し、侵入防止柵等の被害防止施設の設置等が行われている。これらの方法によっても被害を避け難い場合には、有害鳥獣捕獲を検討して実施することとしている。</p>
	<p><u>表6 重点区域の市町村における防除対策実績（平成23年度）</u></p>
<p>ハ 有害鳥獣捕獲の実施体制</p> <p>県では、鳥獣による被害を受けた農林業者等からの連絡があった場合、市町村及び県の担当者が現地調査を行った後、有害鳥獣捕獲の申請を受ける。有害鳥獣捕獲は、</p>	<p>ハ 有害鳥獣捕獲の実施体制</p> <p>県では、鳥獣による被害を受けた農林業者等からの連絡があった場合、市町村及び県の担当者が現地調査を行った後、有害鳥獣捕獲の申請を受ける。有害鳥獣捕獲は、</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>「宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」（平成12年4月1日施行）及び別途定める「有害鳥獣捕獲許可上の注意点」に基づき実施され、自主防除策を行ってもなお被害が発生する場合又は人身被害の発生のおそれがある場合に許可している。捕獲は地元の猟友会で組織される有害鳥獣捕獲隊や各市町村で組織される鳥獣被害対策実施隊が、<u>箱</u>わな又は銃器を用いて行うこととしている。</p>	<p>「宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」（平成12年4月1日施行）及び別途定める「有害鳥獣捕獲許可上の注意点」に基づき実施され、自主防除策を行ってもなお被害が発生する場合又は人身被害の発生のおそれがある場合に許可している。捕獲は地元の猟友会で組織される有害鳥獣捕獲隊が、わな又は銃器を用いて行うこととしている。</p>
<p>6 第二種特定鳥獣の管理の目標</p> <p>(1) 基本目標 (略)</p> <p>(2) 個体数管理に関する目標</p> <p>県内のツキノワグマの生息数は、令和2年度調査結果により、<u>3, 147 (1, 618~6, 327)</u>頭と推定されたことから、個体数水準4（安定存続地域個体群）に相当し、この個体数水準の維持を当面の目標とする（表-12）。</p> <p>ツキノワグマの生息頭数の推定については、<u>県内を5地域に区分して50台規模のカメラトラップ調査を毎年度実施し、推定生息数を把握していくこととする。調査地域の生息密度がこれまでの推定から大幅に変更する場合は、その調査結果に基づきツキノワグマ部会で検討し、必要に応じて推定生息数の見直しを行うこととする。</u></p> <p>(3) 被害の防除に関する目標</p> <p>イ 農林水産業等における被害は、<u>令和7年度末時点で、第三期計画期間の4年間（平成29年度から令和2年度）の平均被害額から3割減を目標とする</u></p> <p>(イ) 農業被害目標額：平均被害額（604万円）から約3割減の420万円</p> <p>(ロ) 林業被害目標額：平均被害額（245万円）から約3割減の170万円</p> <p>ロ及びハ (略)</p> <p>(4) 生息地の保護及び整備に関する目標</p> <p>地域個体群の維持及び人とツキノワグマとの「すみ分け」を図るため、関係機関と調整しつつ、ツキノワグマの採餌環境である広葉樹林等の多様な森林が各地で健全に生育</p>	<p>(7) その他の取組状況</p> <p><u>ツキノワグマを捕殺しない侵出防止対策を確立するため、学習放獣（学習付け移動放獣をいう。以下同じ。）を試験的に実施してきている。</u></p> <p>6 第二種特定鳥獣の管理の目標</p> <p>(1) 基本目標 (略)</p> <p>(2) 個体数管理に関する目標</p> <p>県内のツキノワグマの生息数は、平成26年度調査結果により、<u>1, 669 (1, 199~2, 147)</u>頭と推定されたことから、個体数水準4（安定存続地域個体群）に相当し、この個体数水準の維持を当面の目標とする。</p> <p>ツキノワグマの生息頭数の推定については、適時適切な生息調査を実施するものとし、新たな調査結果が得られた場合は、その調査結果に基づき宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会（以下「ツキノワグマ部会」という。）で検討することとする。</p> <p>なお、次期管理計画に反映させる生息数調査は現計画期間内に実施することとする。</p> <p>(3) 被害の防除に関する目標</p> <p>イ 農林水産業等における被害は、<u>毎年度、過去3か年の平均を下回ることを目標とする。</u></p> <p>ロ及びハ (略)</p> <p>(4) 生息地の保護及び整備に関する目標</p> <p>地域個体群の維持及び人とツキノワグマとの「すみ分け」を図るため、関係機関と調整しつつ、ツキノワグマの採餌環境である広葉樹林等の多様な森林が各地で健全に生育</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>している状態を目標とする。</p> <p>本県は森林率が57%となっており、全国平均より10%低いものの、仙台市街地近郊にも豊かな森林や渓谷が広がっていたり、住宅街と森林が隣接していたりする場合が多い。また、奥羽山脈沿いなどの広大な森林が広がっている地域でも、集落や人家が点在している。このように本県ではツキノワグマの生息域と人間の活動区域が近接している場所が多く、ゾーニング管理におけるすみ分けが困難であることから、ツキノワグマが出没した場合は現場の状況に応じてその都度判断し、必要に応じてすみ分けを図るための追い払いや捕獲等の措置を行うものとする。</p>	<p>している状態を目標とする。<u>また、重点区域・警戒区域においては、「ゾーニング管理」による人とツキノワグマのすみ分けを図って行くこととする。</u>実施に際しては、人間活動を優先する地域としての「排除地域」と「防除地域」、ツキノワグマを保護する地域としての「コア生息地」、出没を防止する地域としての「緩衝地帯」のゾーニングを行うこととし、県ではゾーニングごとの管理方針の決定や管理目標の明確化を進めるとともに、具体的なゾーン設定を行う市町村の支援を行う。市町村においては、地域におけるクマ出没情報等を踏まえながら、関係者が協議してゾーンの設定を行うものとする。</p>
<p>(5) 目標を達成するための施策の基本的な考え方 (略)</p>	<p>(5) 目標を達成するための施策の基本的な考え方 (略)</p>
<p>7 管理の実施</p> <p>(1) 個体数管理</p> <p>捕獲は、狩猟及び有害鳥獣捕獲のみ行い、数の調整（個体数調整）による捕獲は行わないものとする。</p> <p>イ 捕獲上限の設定</p> <p>捕獲数の管理は、計画期間内である<u>令和4年度から令和8年度までの5年間を区切りとして行う</u>。毎年度の捕獲上限頭数は<u>4月を始期とし、人身被害がほぼ毎年度発生している状況を踏まえ、令和2年度時点の推定生息数の中央値の15%である470頭を目途とする</u>（注1）。</p>	<p>7 管理の実施</p> <p>(1) 個体数管理</p> <p>捕獲は、狩猟及び有害鳥獣捕獲のみ行い、数の調整（個体数調整）による捕獲は行わないものとする。</p> <p>イ 捕獲上限の設定</p> <p>捕獲数の管理は、計画期間内である<u>平成29年度から平成33年度までの5年間を区切りとして行うこととし、毎年度の捕獲上限割合は推定生息数の中央値の12%（注1）（200頭）を目途とする</u>。</p>
<p>注1 環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）」では、成獣個体数が800頭以上の場合は、年間の捕獲上限割合を12%以下に抑えるよう努め、人間との軋轢が恒常に発生している場合、捕獲枠を3%上乗せ（総個体数の15%以下）することも可能とされている。（表-12）</p> <p>ツキノワグマの生息頭数の算定については、平成26年度調査以降採用しているカメラトラップ調査を継続することとし、県内に5箇所の固定調査プロットを設けて1年に1箇所ずつ、5年で一巡するように調査を行い、県内全域の生息数を適切に算定するよう努める。</p> <p>ロ 学習放獣</p> <p>イで定めた捕獲上限頭数を超過した場合や超過することが見込まれる場合においては、農林水産業等における被害を引き起こした個体の一部について、捕殺しない措置</p>	<p>注1 環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」では、個体数が800頭以上の場合は、年間の総捕獲数を12%以下に抑えるよう努めることとされている。（参考資料2）</p> <p>ツキノワグマの生息頭数の算定については、生息痕等の確認により実施しているが、全個体を直接把握できないことから誤差が生じやすいため、捕獲上限の設定に当たっては、適時適切な生息調査を実施するものとする。</p> <p>ロ 学習放獣</p> <p>農林水産業等における被害を引き起こした個体の一部については、捕殺しない措置として、学習放獣を試験的に実施し、県における効果的な実施手法について検討を進</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>として学習放獣を試験的に実施し、<u>その効果について検証を行う。</u></p> <p>学習放獣を実施するためには、地域住民の理解を得ることが重要である。特に、放獣先の選定にあたっては、あらかじめ候補地の選定について検討に努める。</p> <p>学習放獣の実施を検討する市町村等に対しては、日本哺乳類学会が公表している「クマ類の放獣に関するガイドライン」等の周知に努め、安全な放獣体制の整備を図る。</p> <p>ハ 有害鳥獣捕獲</p> <p>ツキノワグマは、繁殖力が弱いこと、及び行動範囲が広いことから、<u>広域的に個体数管理を行う必要がある</u>ため、捕獲許可（法第9条第1項の許可のうち、捕獲に係るもの）は、知事が行うこととするが、人畜被害のおそれがあるなどの緊急時における捕獲許可に限り、許可権限の移譲を希望し、かつ体制の整っている市町村への許可権限移譲を進める。</p> <p>捕獲許可については、個体数水準の維持の観点から、被害を効果的に防除するため必要な範囲で、かつ、その必要性を十分審査した上で行うこととし、<u>原則として、被害対策防除措置を講じてもなお被害等が防ぎきれない場合に認めるものとする。</u></p> <p>捕獲許可の基本的な考え方は、別途定める「有害鳥獣捕獲許可上の注意点」に基づくこととし、「ツキノワグマ捕獲調書」を用いて、捕獲個体の生息場所、特徴等の把握を継続する。</p> <p>なお、不測の事態により人身に対する被害が発生している場合又は人身に対する危害が切迫しており、かつ、緊急の措置を要する場合であって、次に掲げる場合に該当するときに限り、口頭許可により処理することとする。</p> <p>(イ) 人畜被害関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ等による人身被害があり、かつ、被害があった場所周辺に<u>害クマが留まり、更に人身被害が発生する恐れがあると判断された場合</u> ・ ツキノワグマ等が市街地や農地等に出没、その場に留まり、<u>人身被害が発生する恐れがあると判断された場合</u> ・ ツキノワグマ等が畜舎等に侵入し、家畜に被害を与えていたり又は与えようとしており、追い出し等の措置を講じてもその場に留まり、追い出しが困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い出しが困難と判断された場合 <p>(ロ) 財産被害関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ等が住居や倉庫等に侵入し、家具や農機具などの財産に被害 	<p>める。</p> <p>学習放獣を実施するためには、地域住民の理解を得ることが重要であり、<u>その意義及び効果について啓発に努めるとともに、引き続き調査研究を進めることとする。</u></p> <p>これまでの事例の実績から、学習放獣マニュアルの変更等を検討し、必要な範囲で今後も調査を継続し、結果内容を宮城県ツキノワグマ学習放獣マニュアルに掲載する。</p> <p>ハ 有害鳥獣捕獲</p> <p>ツキノワグマは、繁殖力が弱いこと、及び行動範囲が広いことから、<u>地域単位で個体数管理を行うものでない</u>ため、捕獲許可（法第9条第1項の許可のうち、捕獲に係るもの）は、知事が行うこととするが、人畜被害のおそれがあるなどの緊急時における捕獲許可に限り、許可権限の移譲を希望し、かつ体制の整っている市町村への許可権限移譲を進める。</p> <p>捕獲許可については、個体数水準の維持の観点から、被害を効果的に防除するため必要な範囲で、かつ、その必要性を十分審査した上で行うこととし、<u>捕獲がすなわち殺傷につながらないよう最大限の配慮を行うこととする。</u></p> <p>捕獲許可の基本的な考え方は、別途定める「有害鳥獣捕獲許可上の注意点」に基づくこととし、<u>可能な場合は移動放獣を実施するよう市町村に働きかけを行うとともに、放獣場所の確保等について、関係機関の協力を得ることとする。</u>また、現在と同様に「ツキノワグマ捕獲調書」を用いて、捕獲個体の生息場所、特徴等の把握を継続する。</p> <p>なお、不測の事態により人身に対する被害が発生している場合又は人身に対する危害が切迫しており、かつ、緊急の措置を要する場合であって、次に掲げる場合に該当するときに限り、口頭許可により処理できることとする。</p> <p>(イ) 日常生活の範囲内で人身被害が発生した場合又は被害が予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 菜採り、きのこ採り等のために山に入って被害を受けた場合を除く。) <p>(ロ) ツキノワグマが、人家の敷地内に侵入している場合</p> <p>(ハ) ツキノワグマが、人が滞在し、又は活動している施設（学校、病院等）の敷地内に侵入している場合</p> <p>(ニ) (イ) から (ハ) までに掲げるもののほか、人身被害が予想される場合</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>を与えている、又は与えようとしており、追い出し等の措置を講じてもその場に留まり、追い出しが困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い出しが困難と判断された場合</u></p> <p>(ハ) 農林業被害関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ ツキノワグマ等が農地等で農林漁業被害を与えており、又は与えようとしており、追い払い等の措置を講じてもその場に留まり、追い払いが困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い払いが困難と判断された場合</u> <p>(二) 意図しない鳥獣の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 有害鳥獣捕獲許可を受けて設置した箱わなに、ツキノワグマの子グマが入り、親グマが箱わな周辺に留まり、追い払い等の措置を講じてもその場に留まり、追い払いが困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い払いが困難と判断された場合</u> <u>・ イノシシ等の有害鳥獣捕獲許可を受けている箱わなやくくりわななどでツキノワグマが誤認捕獲され、緊急に捕殺しなければ人身等へ危険が及ぶと判断された場合</u> <u>・ ツキノワグマが密猟により箱わなやくくりわななどで捕獲され、緊急に捕殺しなければ人身等へ危険が及ぶと判断された場合</u> <p>(ホ) (イ) から(二)までに掲げるもののほか、人身被害が予想され、緊急に捕殺する必要があると判断される場合</p>	

二 捕獲数の管理

個体数管理は、ツキノワグマの適正な管理の推進の重要な手段の一つであり、捕獲数の迅速な把握及び周知が必要となることから、捕獲後は速やかに捕獲調書を提出し、県内の有害鳥獣捕獲によるツキノワグマ捕獲数を毎月把握することとする。

また、有害鳥獣捕獲の数が増加し、その年度の捕獲上限数に達することが予測されるとき、又はこれに達したときは、令和2年度に推定された生息数の個体数水準を維持するため、県地方振興事務所及び関係者と協議した上で、猟友会に対する狩猟の自粛の要請を行うことをツキノワグマ部会において検討する。

ホ 狩猟者の確保・育成

県内の狩猟免許所持者数は、近年は増加に転じ、年齢構成もわずかながら若齢化が進んでいるものの、依然としてツキノワグマのような大型獣の捕獲を行える狩猟者は

二 捕獲数の管理

個体数管理は、ツキノワグマの適正な管理の推進の重要な手段の一つであり、捕獲数の迅速な把握及び周知が必要となることから、捕獲後は速やかに捕獲調書を提出することとする。

また、有害鳥獣捕獲の数が増加し、その年度の捕獲上限数に達することが予測されるとき、又はこれに達したとき、並びに年間の捕獲数が著しく多い場合は、平成26年度に推定された生息数の個体数水準を維持するため、県地方振興事務所及び関係者と協議した上で、猟友会に対する狩猟の自粛の要請を行うことをツキノワグマ部会において検討する。

ホ 狩猟文化の維持

狩猟技術を持つ人々により人身及び農作物の被害防除が行われている現状に鑑みると狩猟免許所持者の減少は、将来におけるこれらの被害防除に支障をきたすと思われ

変更後（新）	変更前（旧）
<p>不足している状況にあることから、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施し、新たな狩猟者の確保を図る。また、有害鳥獣捕獲の担い手となり得る狩猟者を育成するため、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象とした狩猟者育成講座や、狩猟免許を取得して間もない狩猟者の技能向上のための講座を開設するなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図る。</p> <p>さらに、市町村職員自らが有害鳥獣捕獲の担い手となる際に猟銃購入経費を補助するなど、市町村が実施する対策への支援を行う。</p> <p>へ 錯誤捕獲の対応</p> <p>本県では指定管理鳥獣（イノシシ及びニホンジカ）の管理を強化しているが、指定管理鳥獣の捕獲数増加に伴いツキノワグマの錯誤捕獲も急増している（表－13、図－16）。ツキノワグマの錯誤捕獲の可能性がある地域においては、錯誤捕獲の発生の予防と錯誤捕獲時に想定される状況に応じた体制を整備することとし、以下の取組を行うよう努めるものとする。</p> <p>なお、人身被害発生の恐れがあるなど、やむを得ず捕殺する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。</p> <p>(イ) 錯誤捕獲の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマの生息が確認されている地域（以下「クマ生息域」という。）でイノシシ等を捕獲するためのくくりわなを設置する場合、捕獲効率向上のためにエサで鳥獣を誘引する行為は、ツキノワグマも誘引する恐れがあるため行わないこととする（ただし、ツキノワグマを誘引する恐れがないエサを使用する場合は、この限りではない。）。なお、宮城県第13次鳥獣保護管理事業計画において、輪の直径（内径の最大長の直線に直角に交わる内径）が12cmを超えるくくりわなの使用は原則として使用が禁止されているので留意すること。 ・ くくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、当該箇所におけるくくりわなの使用を中止するか、クマ類が錯誤捕獲されにくい形式のくくりわなに変更する。 ・ クマ生息域においてイノシシ等を捕獲するための箱わなを設置する場合は、ツキノワグマが抜け出せるための脱出口が備えているものに限る。 ・ 箱わな周辺にツキノワグマの痕跡が多数確認される等、箱わなのエサに誘引されている可能性がある場合は、箱わなの移動や、葉菜類などツキノワグマを誘引しにくいエサへの変更を行う。 	<p>るため、狩猟者を野生鳥獣保護管理の重要な担い手として位置付け、関係者との合意形成、狩猟文化の維持及び狩猟免許所持者の数の維持を図るものとする。</p> <p>へ 錯誤捕獲の回避</p> <p>狩猟又は有害鳥獣捕獲に際しては、イノシシ等の捕獲おりの上面へ直径30cmの脱出口の設置、くくりわなは直径12cm以内とした錯誤捕獲（捕獲の目的とする鳥獣と異なる鳥獣を誤って捕獲することをいう。）に十分に配慮したくくりわなの使用等、錯誤捕獲の防止対策を講じるよう努めるものとする。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>(口) 錯誤捕獲発生時の対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ツキノワグマの錯誤捕獲が発生した市町村においては、日本哺乳類学会が示している「クマ類の放猟に関するガイドライン」等を参考に、放猟体制の整備について検討する。県においては、ツキノワグマの放猟が可能な民間事業者や放猟費用に活用できる補助金等の情報提供を行うと共に、国有林や県有林での放猟可能場所の選定について検討を行う。</u> ・ <u>錯誤捕獲されたツキノワグマを捕殺処分した場合は、当該個体は部位にかかわらず利用（自家消費を含む）は一切行わないこととし、適切に埋設もしくは焼却処分を行う。</u> ・ <u>捕獲調書には、獵具の種類（箱わなの場合は脱出口の有無、くくりわなであれば踏み板部分の形状（可能であればメーカー、型番等））を詳細に記載するとともに、可能な限り写真に記録し、県に提出する。</u> <p><u>ト 捕獲個体の利活用</u></p> <p><u>ツキノワグマは農林業被害や人身被害をもたらす一方、食肉や毛皮としての利活用等がされており、現在でも一部地域の飲食店等でツキノワグマ肉を使用したメニューがジビエ料理として提供されている。</u></p> <p><u>しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、野生ツキノワグマ肉から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、平成24年6月25日付けでツキノワグマ肉については県内全域を対象に国から出荷制限が指示され、県内のツキノワグマ肉は流通できない状況にある。</u></p> <p><u>現在、全県的にツキノワグマ肉の放射性物質検査を実施しており、将来的に基準超の数値が出なくなった段階で、資源活用について検討を行っていく。</u></p> <p><u>また、剥製、敷物、トロフィーなど、食肉以外の用途に製品化する場合は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（平成30年5月29日付け環自野発第1805294号自然環境局長通知）」に基づき取り扱うこととするが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国際希少野生動植物種に指定されている趣旨を鑑み、ツキノワグマの製品化の自粛について関係者の理解と協力が得られるよう普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 人身被害防除</u></p> <p><u>人身被害防除については、「山地での人身被害対策」と「人里での人身被害対策」とに区別される。</u></p>	

変更後（新）	変更前（旧）
<p>イ 山地での人身被害対策</p> <p>山地は、ツキノワグマの本来の生息地であることから、基本的には、入山者等の自己責任に帰するものであり、市町村及び関係機関と連携して次のような取組を実施することにより、入山者等の自己防衛意識の啓発を図ることとする。</p> <p>(イ) <u>自然保護課で作成している「クマに会わないためには」、「万が一クマに会ってしまったら」、「もし、クマが攻撃してきたら」等を記載したチラシについて、広報誌、インターネット等の各種媒体を通じて周知する。</u></p> <p>自然保護課HP : http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/</p> <p>(ロ) <u>ツキノワグマの出没に関する市町村からの情報を一覧表（エクセル及びPDF形式）及び図面（グーグルマップ形式）でHPに掲載し、広く周知を図る。</u></p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ロ 人里での人身被害対策</p> <p>ツキノワグマが出没した場合、市町村と連携して、該当地域の住民への周知及び注意喚起を図るとともに、警察等関係機関との連携により、被害の未然防止又は被害の拡大防止のための必要な手段を講じることとする。</p> <p><u>特に、市街地や集落内の住宅密集地などにツキノワグマが出没し、人身被害の発生やその恐れがある場合には、口頭による緊急捕獲許可等により、出没個体の捕獲を行うこととする。</u></p> <p>また、ツキノワグマの人里への誘引要素となる廃棄農産物、生ごみ、放棄果樹などの適切な処理の徹底について、引き続き普及啓発を図ることとする。</p> <p><u>そのほか、河川敷や河畔林、都市部に突き出した緑地帯等をツキノワグマが山地から人里への移動ルートとして利用している場合、見通しの良い環境を作り出し、ツキノワグマの侵入を抑制するため、当該箇所の下草や灌木の下刈り・刈り払い等について関係機関に働きかけることとする。</u></p> <p>(3) 農林水産業等被害防除</p> <p>イ 被害状況の把握 (略)</p> <p>ロ 農林水産業等被害防除</p> <p>(イ) 電気柵の設置</p> <p>農林水産業等における被害の防除には、電気柵の設置が有効であるとされていであることから、引き続き、国庫補助事業、交付金等を活用し、被害が多い地域における電気柵の導入の促進を図ることとする。</p>	<p>イ 山地での人身被害対策</p> <p>山地は、ツキノワグマの本来の生息地であることから、基本的には、入山者等の自己責任に帰するものであり、市町村及び関係機関と連携して次のような取組を実施することにより、入山者等の自己防衛意識の啓発を図ることとする。</p> <p>(イ) 「クマに会わないためには」及び「万が一クマに会っててしまったら」を広報誌、インターネット等の各種媒体を通じて周知する。</p> <p>自然保護課HP : http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/</p> <p>(ロ) <u>ツキノワグマの出没情報について、看板の設置、インターネット等により、広く周知を図る。</u></p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ロ 人里での人身被害対策</p> <p>ツキノワグマが出没した場合、市町村と連携して、該当地域の住民への周知及び注意喚起を図るとともに、警察等関係機関との連携により、被害の未然防止又は被害の拡大防止のための必要な手段を講じることとする。</p> <p>また、ツキノワグマの人里への誘引要素となる廃棄農産物、生ごみ、放棄果樹などの適切な処理の徹底について、引き続き普及啓発を図ることとする。</p> <p><u>特に、市街地や集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、人間の安全が最優先される地域（排除地域）では、「ゾーン管理」の考え方も踏まえながら、人里に固執するツキノワグマ個体の選択的排除に努めることとする。</u></p> <p>(3) 農林水産業等被害防除</p> <p>イ 被害状況の把握 (略)</p> <p>ロ 農林水産業等被害防除</p> <p>(イ) 電気柵の設置</p> <p>農林水産業等における被害の防除には、電気柵の設置が有効であるとされていであることから、引き続き、国庫補助事業、交付金等を活用し、被害が多い地域における電気柵の導入の促進を図ることとする。</p>

変更後(新)	変更前(旧)
<p>しかし、電気柵を一部の場所に設置しても、被害発生場所が移動する結果だけになることもあるため、共同での設置、山地と接している農地への重点的な設置など、一体的・効率的な実施が図られるよう、市町村と連携して進めていくこととする。</p> <p>また、電気柵は適切な設置と設置後の管理が重要になってくるが、情報不足や誤解に基づく不適切な設置や管理の不備により侵入防止効果を損ねている場合があることから、一般社団法人日本養蜂協会が公表している「養蜂技術指導手引書 IV クマによる養蜂被害防除」等を活用し、電気柵の適切な設置や管理について指導を行うこととする。</p> <p>(ロ) 追い払い <u>被害箇所への執着の度合いが高くないなど、追い払いに對応が可能な場合は、動物用煙火等を用いて、ツキノワグマの山への追い払い等を実施する。その際、花火をツキノワグマよりも山側に落下させると、逆に人の方向に向かってくる可能性があるため、ツキノワグマのいる場所を明確に把握して使用する。また、花火は乾燥した草木や茅葺き屋根などに落ちると火事を起こすことがあるので、空中で爆発させるなど、注意して使用することとする。</u></p> <p>(ハ) 生ごみ等誘引物の管理 (略)</p> <p>(ニ) 林縁部の刈払い (略)</p> <p>(ホ) 皮剥ぎ対策 <u>皮剥ぎ対策としては、県林業技術総合センターが作成・公表している「宮城県におけるクマ剥ぎ被害発生状況について」等を活用し、森林所有者に対して皮剥ぎ被害の実態や被害防止対策の普及啓発を図ることとする。</u></p> <p>(4) 生息環境の保全・整備 (略)</p> <p>(5) モニタリング等の調査研究 <u>県林業技術総合センターをはじめとする関係機関との連携により、生息動向、生息環境、被害状況等に関するモニタリング調査を実施し、被害発生状況及び施策の実施状況を把握し、及び計画へのフィードバックを行うことにより、より適切な管理が行われるよう努める。</u></p>	<p>しかし、電気柵を一部の場所に設置しても、被害発生場所が移動する結果だけになることもあるため、共同での設置、山地と接している農地への重点的な設置など、一体的・効率的な実施が図られるよう、市町村と連携して進めていくこととする。</p> <p>(ロ) 追い払い <u>人里に下りてきたツキノワグマを捕獲することなく、空砲等で威嚇して安全に山に追い払う手法の検討を引き続き実施する。</u></p> <p>(ハ) 生ごみ等誘引物の管理 (略)</p> <p>(ニ) 林縁部の刈払い (略)</p> <p>(ホ) 皮剥ぎ対策 <u>皮剥ぎ対策としては、試験研究機関を中心に被害実態の把握に努めることや、簡易で低コストの被害対策の確立に向け調査を継続して実施していくこととする。</u></p> <p>(4) 生息環境の保全・整備 (略)</p> <p>(5) モニタリング等の調査研究 <u>県林業技術総合センターとの連携により、生息動向、生息環境、被害状況等に関する「短期的モニタリング」及び「中長期的モニタリング」を実施し、区域ごとの状況及び施策の実施状況を把握し、及び計画へのフィードバックを行うことにより、より適切な管理が行われるよう努める。</u></p> <p><u>イ 短期的モニタリング</u> <u>次の表に記す調査を実施することにより、個体数を推定し、及び被害地を特定する。</u></p>

変更後（新）				変更前（旧）			
調査項目		調査内容	調査方法	調査項目		調査内容	調査方法
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長 ・性別・年齢、子の有無、胃内容物、その他	捕獲 <u>調査</u> の収集	個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長 ・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲 <u>報告票</u> の収集
生息環境	堅果類豊凶調査	ブナ及びミズナラの結実状況、その他	定点調査	動向調査	放獣個体の行動	学習放獣した個体の回帰状況、再被害 防止効果、行動圏の範囲、その他	学習放獣した個体のイヤータグ等による動向調査
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢 ・性別、被害発生の状況、負傷の程度、被害発生後の対応、その他	人身被害報告書の収集	生息環境	豊凶調査	結実状況、その他	定点調査
	農林水産業被害	被害発生の場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	県農山漁村なりわい課ほか	被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢 ・性別、被害発生の状況、負傷の程度、被害発生後の対応、その他	人身被害報告書の収集
生息動向	出没情報	目撃もしくは痕跡の発見日時、場所、 発見場所の特徴や発見時の状況等	市町村からの報告		農林水産業被害	被害発生の場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	県農産園芸環境課ほか
	生息数推定	カメラトラップ調査	県内5箇所の定点調査地を 年1箇所ずつ調査				

ロ 中長期的モニタリング

次の表に記す調査を実施することにより、効果的な防除方法を確立する。

調査項目		調査内容	調査方法
個体情報	試料収集	内臓、血液、歯、毛などから得られる個体 の情報、その他	捕獲個体の収集
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り
	効果	被害防除効果の程度、その他	
生息動向	生息状況	生息痕跡及び個体の目撃場所、その他	観察調査、追い出し調査

8 計画の実施体制及び普及啓発

計画の目的を達成するため、地域住民の理解及び協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関及びN P O（宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第2条第2項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。）等との密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除対策、生息環境の整備等各種施策の実施に取り組むこととする。また、地域住民の理解及び協力を得るため、各機関及びN P O等は、連携して、ツキノワグマの生態に関する情報、被害予防についての方策などの普及啓発を推進することとする。

- (1) 各機関の果たす役割 (略)
- (2) 隣接する県との調整 (略)

8 計画の実施体制及び普及啓発

計画の目的を達成するため、地域住民の理解及び協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関及びN P O（宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第2条第2項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。）等との密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除対策、生息環境の整備等各種施策の実施に取り組むこととする。また、地域住民の理解及び協力を得るため、各機関及びN P O等は、連携して、ツキノワグマの生態に関する情報、被害予防についての方策などの普及啓発を推進することとする。

- (1) 各機関の果たす役割 (略)
- (2) 隣接する県との調整 (略)

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(3) NPO等との連携</p> <p>ツキノワグマの<u>放獣</u>、生息状況の調査等については、行政のみの取組では限界があることから、NPO等との連携を図ることが重要であり、パートナーシップの仕組みづくりに取り組んでいくこととする。</p>	<p>(3) NPO等との連携</p> <p>ツキノワグマの<u>学習放獣</u>、生息状況の調査等については、行政のみの取組では限界があることから、NPO等との連携を図ることが重要であり、パートナーシップの仕組みづくりに取り組んでいくこととする。</p>
<p>(4) 普及啓発</p> <p>計画の目的及び内容について、<u>自然保護課HPでの公表等</u>により県民への普及に努めることとする。また、学校、町内会等自治会などとの連携を図り、<u>みやぎ出前講座でのツキノワグマに関するメニューの創設など</u>、学校教育及び生涯学習を通して、ツキノワグマの生態、ツキノワグマとの適切な関わり方などについての啓発に努めることとする。</p>	<p>(4) 普及啓発</p> <p>計画の目的及び内容について、<u>広報誌等</u>により県民への普及に努めることとする。また、学校、町内会等自治会などとの連携を図り、学校教育及び生涯学習を通して、ツキノワグマの生態、ツキノワグマとの適切な関わり方などについての啓発に努めることとする。</p>